



分ければ資源、混ぜればゴミ

〈農業用使用済プラスチック〉 適正処理のごあんない

園芸用使用済プラスチック適正処理の要点

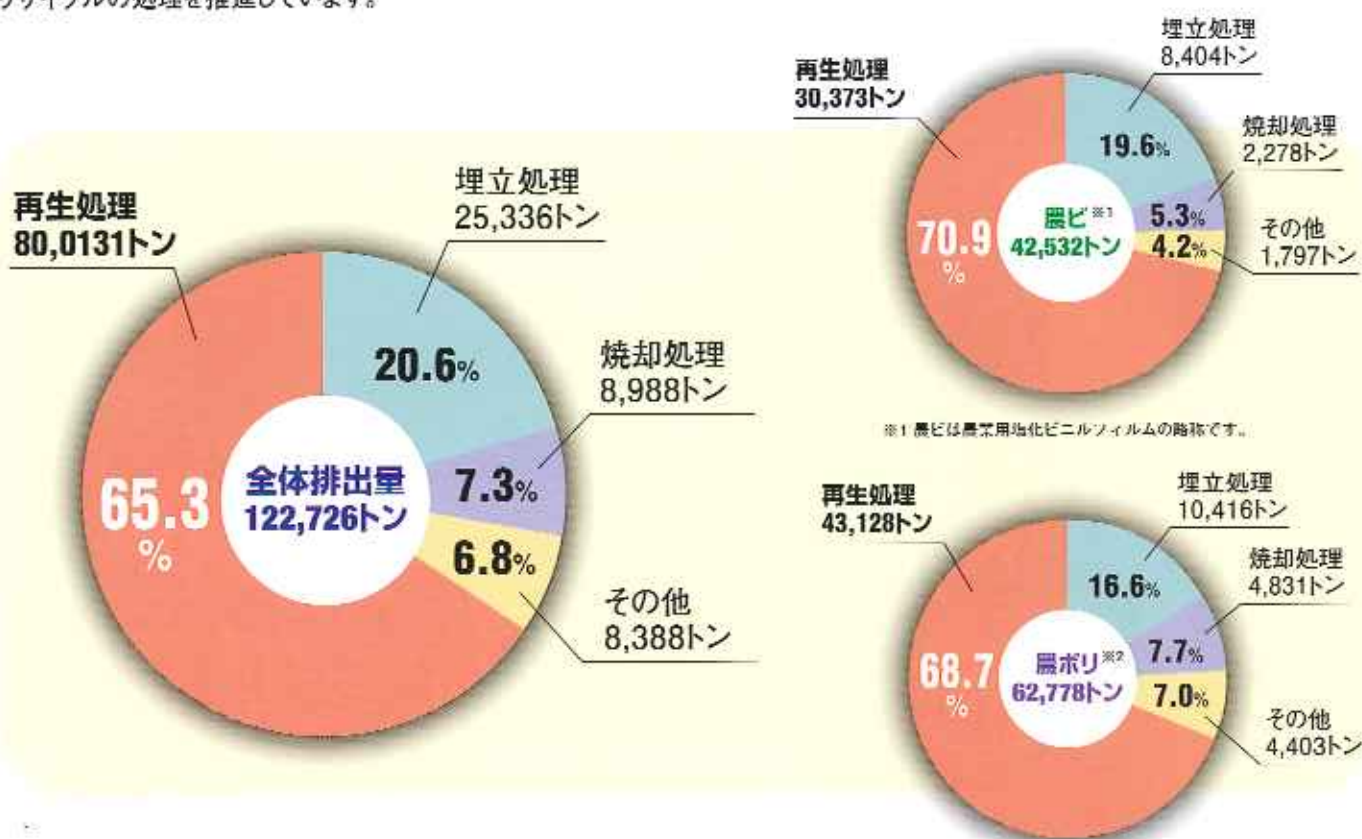


農業用使用済プラスチックの排出量は、年間122,726トンにも達します。

今は、リサイクルを第一として、適正な処理を進めていく時代です。

農業用使用済プラスチック処理の現状

平成21年に排出された使用済プラスチックは12万3千トンにもなります。農業用廃プラは、3Rを基本に、適正処理としては第一にリサイクルをおし進めていきます。リサイクルは、マテリアルリサイクルを基本としますが、そのほかにサーマルリサイクル・フィードストックリサイクルの処理を推進しています。



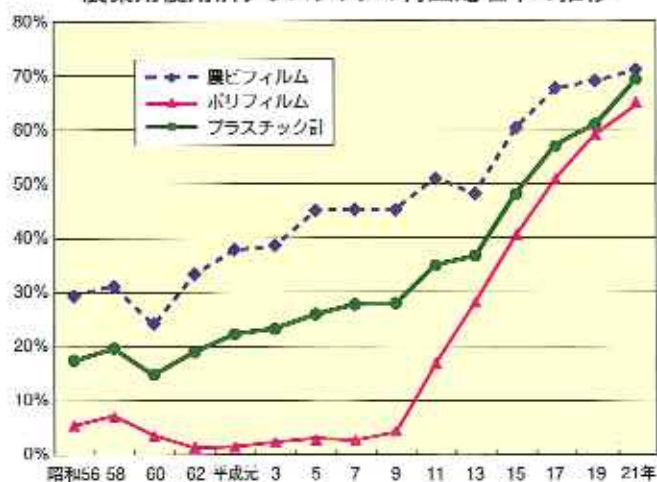
※1 農ビは農業用塩化ビニルフィルムの略称です。

※2 農ポリは農業用ポリオレフィン系フィルム全体の略称です。

農業用使用済プラスチックの排出量の推移

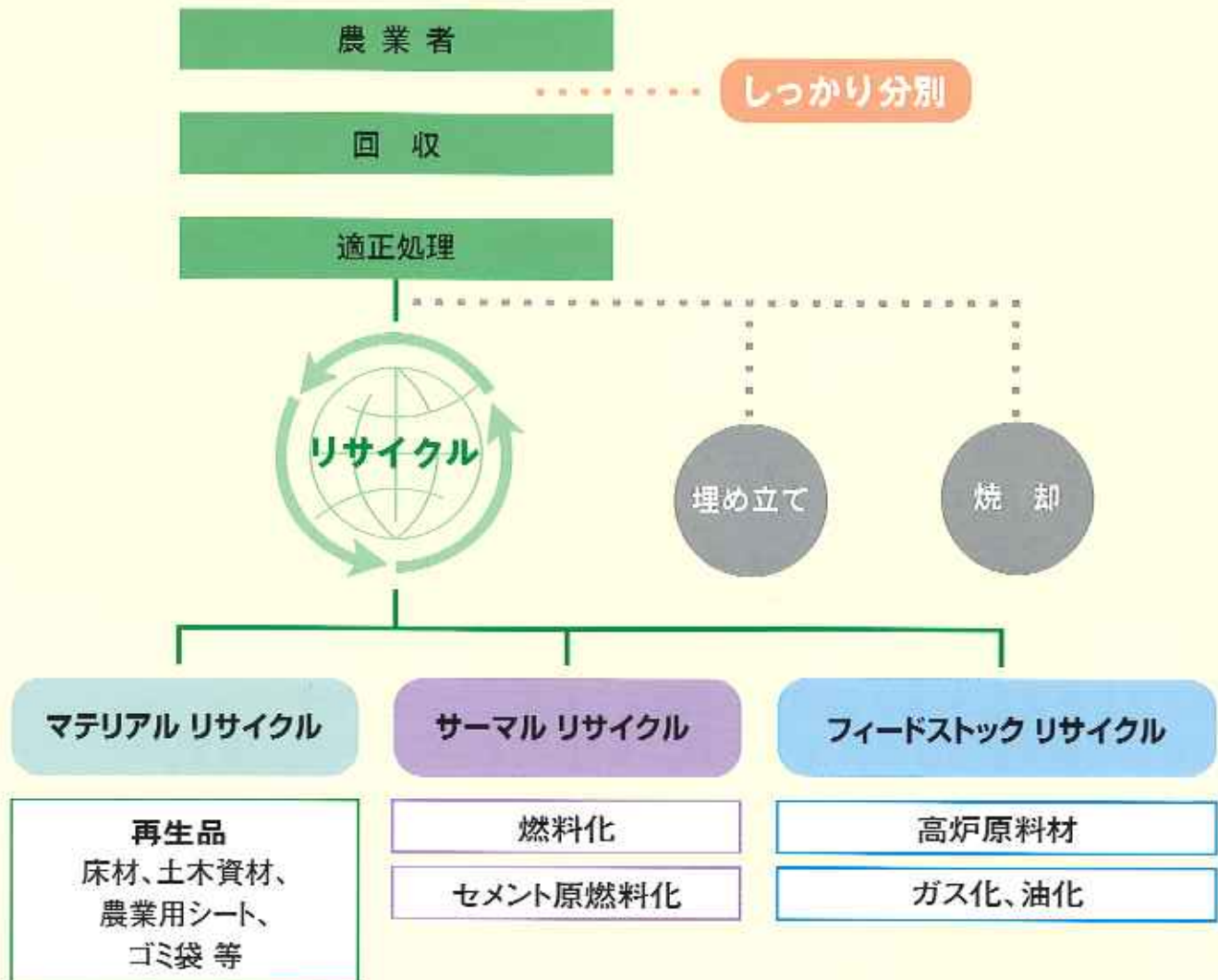


農業用使用済プラスチックの再生処理率の推移



使用済プラスチックの リサイクルシステム

使用済プラスチック処理の流れ



適正処理の基本

排出量の抑制を図るために、長期展張性フィルム等の利用や一般農ポリマルチフィルムに替わる生分解性プラスチックフィルム等の利用を促進する。

リサイクルに当たっては、排出段階（農業者段階）でプラスチックの種類別の分別を行い、異物の混入を防止した上で、原料としての再生利用、熱源としての利用を図る。

使用済プラスチックは、排出事業者（農業者）自らの責任で、適正に処理することが義務づけられています。

- ①塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系（農PO、農酢ビ、農ポリ）など種類別に分別してください。
- ②異物の混入をしないでください。
- ③適正な梱包をしてください。



分別

飛散防止に使われている竹、金具などや、土砂、木片、金属などの異物を完全に取り除いてください。

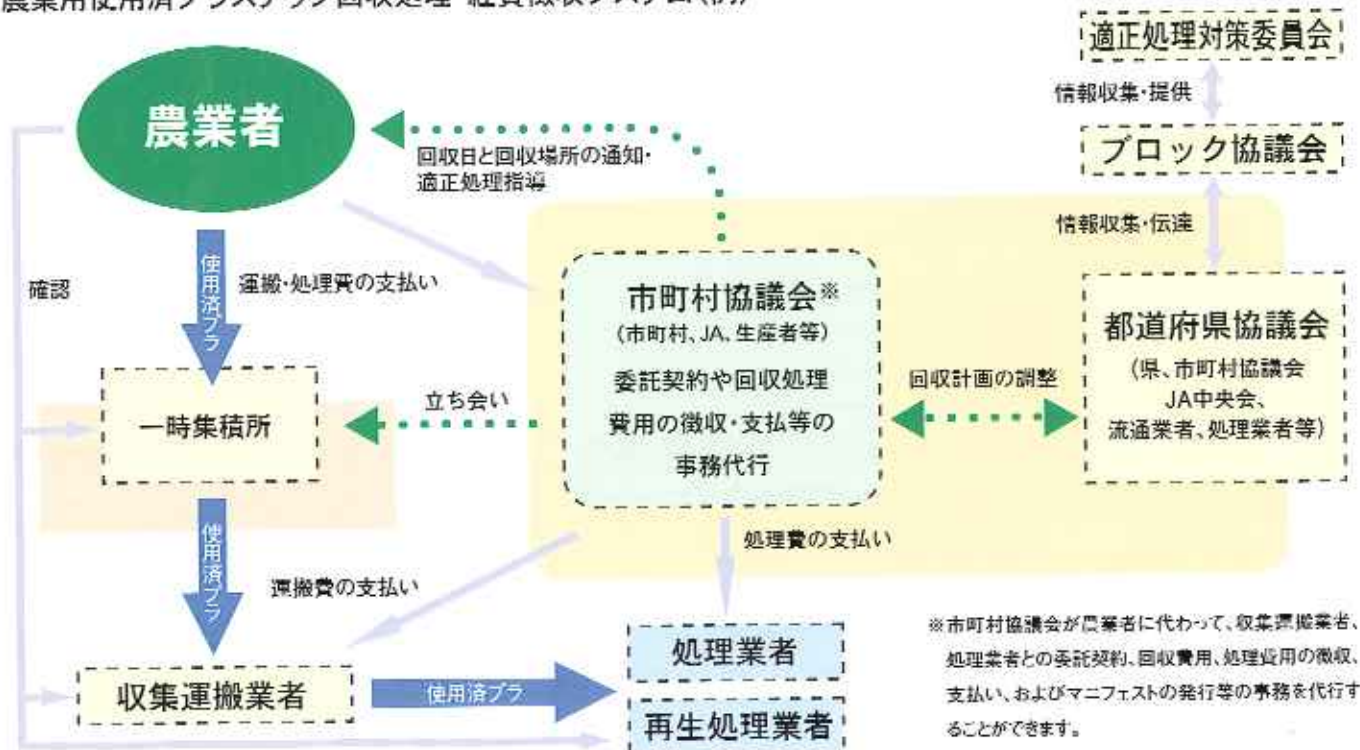


梱包

ハウスから取り外した被覆資材と、同種類のものを紐にし、10kg～15kg程度の大きさでつづら折りにし、2～3か所を縛ります。梱包方法は各地域により違う場合がありますので、各地域の方法に従って梱包をお願いします。

適正処理をするための、回収システムをつくることが重要です。
回収処理費は排出事業者（農業者）に、負担してもらう必要があります。

農業用使用済プラスチック回収処理・経費徴収システム（例）



産業廃棄物を出す農業者が、最後まで産業廃棄物を管理する。 それがマニフェスト(産業廃棄物管理票)システムです。

使用済プラスチックを出す農業者が、
最終処分まで、適正に処理されたことを確認するシステムです。

マニフェスト制度とは、農業者が使用済プラスチックの処理を委託するときに、マニフェスト(管理票)に使用済プラスチックの種類、数量、運搬業者名などを記入し、収集・運搬業者から処理処分業者へマニフェストを渡しながら処理の流れを確認するしくみです。それぞれの運搬・処理終了後に、農業者が各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに使用済プラスチックが処理されたことを、確認することができます。そうすることで社会問題となる野焼きや、不法投棄などを未然に防ぐことができます。

委託処理する使用済プラスチックは、マニフェストで管理することが義務づけられています。
農業者が、マニフェストに関わる義務に違反した場合、罰則の適用を受けます。

不法投棄・不法焼却(野焼き)等をした時	5年以下の懲役・1000万円以下の罰金 ^(注1)
処理委託基準 ^(注2) に違反した時	3年以下の懲役・300万円以下の罰金
マニフェストを交付しない場合	50万円以下の罰金又は6ヵ月以下の懲役
マニフェストに嘘の記載をした場合	50万円以下の罰金又は6ヵ月以下の懲役
マニフェストの保存義務に違反した場合	50万円以下の罰金又は6ヵ月以下の懲役

(注1) 法人の場合は1億円以下の罰金。

(注2) 農業者が、使用済プラスチックの運搬・処理を業者に委託する時に、満たされていない基準。

「業者とは書面で契約を結ばなければならない」、「委託する業者は許可を受けた業者で、委託する内容が許可内容とあっていること」など

不適正処理を防止するため、改正廃棄物処理法が平成23年4月1日から施行されています。
農業者の義務が拡大しました。

Point 1 農業者の確認の努力義務の明確化。

農業者は、処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

Point 2 マニフェスト票の保存義務の拡大。

農業者は、マニフェストのB2票、D票、E票に次いで、A票も5年間保存することが義務づけられました。

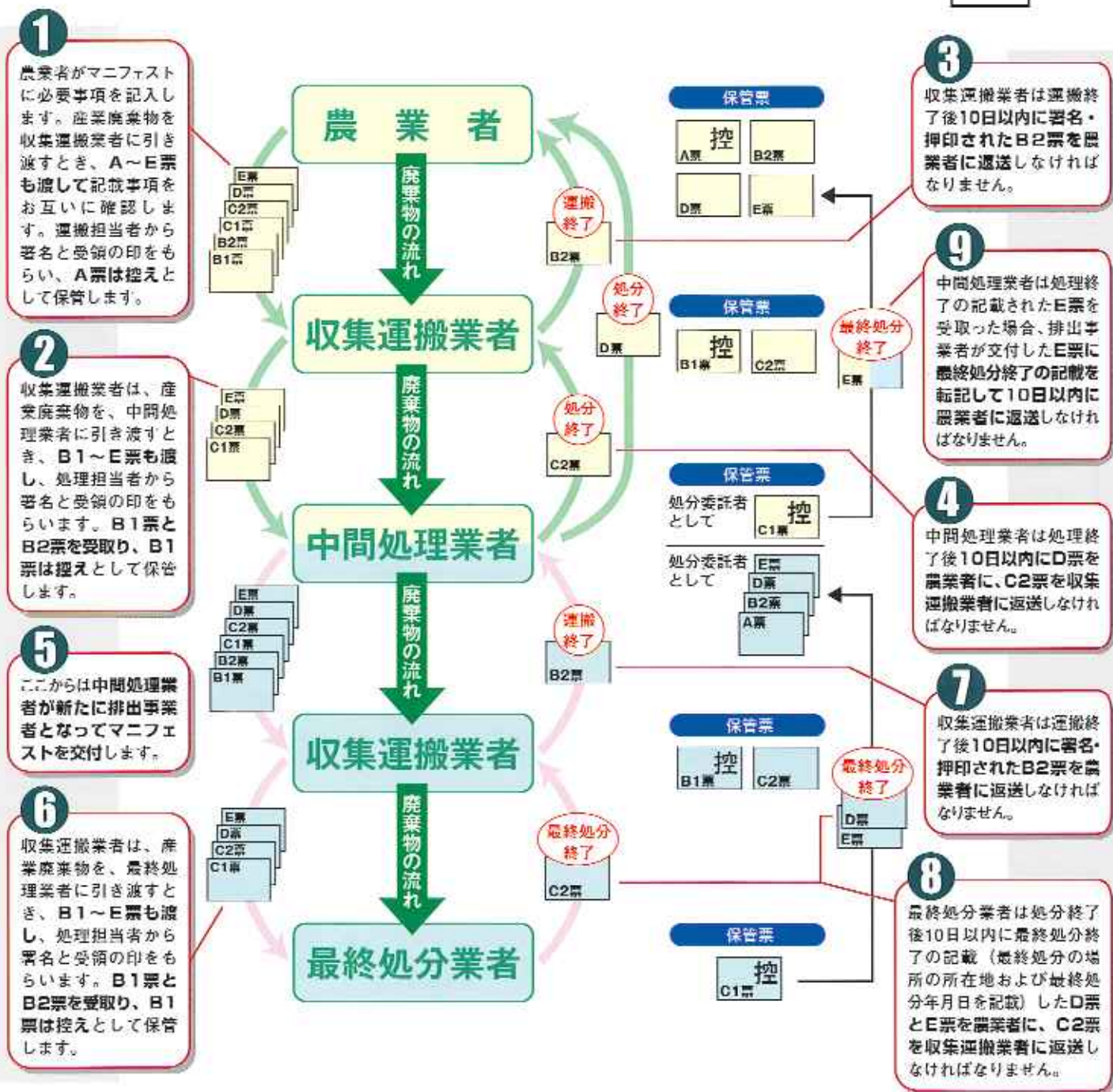
Point 3 不適正処理廃棄物発見通報の努力義務の創設。

土地所有者は、不適正に処理された廃棄物を発見した時は、速やかに知事等に通報するよう努めなければなりません。

産業廃棄物とmanifestoの流れ

(中間処理を経由する場合)

農業者は廃棄物の種類ごと、行き先ごとにmanifestoを交付する必要があります。



manifestoの保存義務

●農業者はA票、B2票、D票、E票を交付の日から5年間保存する義務があります。収集運搬業者、処分業者も同様です。

manifestoの確認義務

- 農業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、指示どおり処分が行われたか確認します。
- manifesto交付日から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、委託した廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります。

manifestoの報告義務

- 一年間において交付したmanifestoの交付等の状況に関して、都道府県知事、または政令市の長に報告しなくてはなりません。

農業用産業廃棄物マニフェストの記載項目。

～運搬担当者又は処分担当者の氏名に加え、運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称の記載が必要です。～

排出事業者(農業者)欄
排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

交付担当者欄
交付した担当者が署名又は押印します。

排出事業場欄
実際に産業廃棄物を排出する場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

交付年月日欄
マニフェストを発行した年月日を記入します

中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

産業廃棄物欄
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。

最終処分の場所欄
産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

農業用産業廃棄物管理票(マニフェスト)(A票)

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者 氏名
排出事業者 (産出者)	氏名又は名称 住所 (〒 -) TEL ()	事業場 (排出事業場)	名称 住所 (〒 -) TEL ()
農業用産業廃棄物の種類 (C)で指定)	01 塩化ビニルフィルム(農ビ)	05 小引レフレコ基フィルム(農PO、農製E、農引)	数量及び単位 (t・kg・m ² ・V)
	02 シェルム以外の塩化ビニル製品	06 フィルム以外のポリオレフィン系製品	
	03 複合ポリ塩化ビニルフィルム	07 ポリエステルフィルム(PET)	荷姿(□で開封) 01 梱包 02 バケ 03 袋 04 その他()
	04 着色ポリ塩化ビニルフィルム *フッ素フィルムは回収できません。 農POは回収不可です。	08 その他()	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(管理番号)		
最終処分の場所	名称/所在地/TEL		
運搬受託者	氏名又は名称 住所 (〒 -) TEL ()	荷搬先の事業場 (処分事業者)	名称 住所 (〒 -) TEL ()
処分委託者	氏名又は名称 住所 (〒 -) TEL ()	積替え又は保管	名称 住所 (〒 -) TEL ()
運搬担当者	氏名	運搬終了年月日	平成 年 月 日
処分担当者	氏名	処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
(直行用)		数量(及び単位)	

企画・制作：(社)日本施設園芸協会

運搬受託者欄
産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

処分受託者欄
産業廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します。)

運搬・受託担当者の記入欄
実際に運搬を引き受けた者が署名して受領印を押印します。

処分・受託業者の記入欄
最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

照合確認欄
B2票、D票、E票が運送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。

※「農業用産業廃棄物管理票」は(社)日本施設園芸協会にて取扱っています。

産業廃棄物（農業用廃プラ）を運搬する車輛には表示及び書面の備え付け（携帯）が必要です。

表示義務について

産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を運搬している旨の表示
2. 農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号（下6ケタ以上）



表示の際の注意点

- ・見やすいこと・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

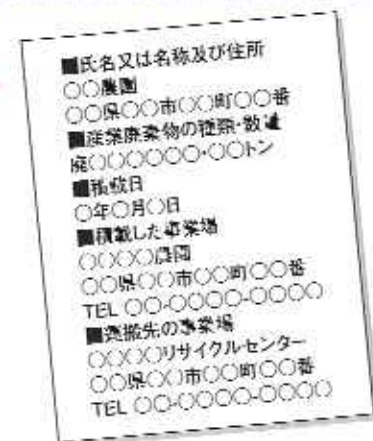
書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・許可証の写し

